

学生細則

(細 則)

第1条 この細則は、千葉県立野田看護専門学校学則（以下「学則」という。）第37条の規定により本校の学生に関する事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証を携帯し、必要があるときは呈示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出て訂正を受けなければならない。また、学生証を紛失又は破損したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。（第1号様式）

4 卒業、退学等により学籍を離れたときは直ちに学生証を返納しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 学生は、次に掲げる証明書等の交付を受けようとするときは、原則として7日前までに証明書交付願（第2号様式）を提出しなければならない。

(1) 卒業見込証明書

(2) 成績証明書

(3) 在学証明書

(4) その他

第4条 通学証明書の交付を受けようとするときは、所定用紙に所要事項を記入し、原則として7日前までに申請しなければならない。ただし、実習用通学証明書については、50日前までに申請するものとする。

第5条 学生旅客運賃割引証（学割）の交付を受けようとするときは、所定用紙に所要事項を記入し、原則として7日前までに申請しなければならない。

(住所及び身上の異動)

第6条 学生は、入学の際に現住所届（第3号様式）及び通学方法（変更）届（第3号様式の2）を提出しなければならない。

2 学生は、住所の変更又は氏名等に異動が生じたときは、氏名・住所変更届（第4号様式）を、通学方法を変更したときは通学方法（変更）届（第3号様式の2）を、速やかに提出しなければならない。

(保証人)

第7条 学生は、保証人に変更があった場合は、学則第16条第3項の規定により速やかに保証人変更届（第5号様式）を提出しなければならない。

2 保証人の住所等に変更があったときは、速やかに保証人事項変更届（第6号様式）を提出しなければならない。

(交通障害による欠課等の取扱い)

第8条 気象災害・事故等による通学に利用する交通機関の運休又は遅延等が理由で、遅刻又は欠課した学生については、これを欠課扱いとしない。

(団体・集会)

第9条 学生が団体を設立しようとするときは、顧問（教員）を置き、学生団体設立許可願（第7号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ、レクリエーション等を通じ学生間の親睦活動を目的とした団体又は学校運営の補完的要素が強いと認められる団体を設立しようとするときは、学生団体設立届を提出するものとする。

3 前項の規定は、第1項及び第10条又は第11条の規定を準用する。この場合において「学生団体設立許可願」とあるのは「学生団体設立届」とする。

第10条 前条により団体を設立したときは、団体の責任者は7日以内に役員名簿、会員名簿及び規約を顧問（教員）を経て校長に提出しなければならない。

2 団体の責任者は、毎年5月末日までに団体现況届（第8号様式）を顧問（教員）を経て校長に提出しなければならない。

なお、役員に異動があったときは、速やかに団体役員変更届（第9号様式）を提出しなければならない。

第11条 団体を解散したときは、団体の責任者は団体解散届（第10号様式）を顧問（教員）を経て校長に提出しなければならない。

第12条 学生が、学内において集会を開催しようとするときは、7日前までに学内集会許可願（第11号様式）を校長に提出し、許可を得なければならない。

(出版・掲示)

第13条 学生は、学内において新聞・雑誌を発行しようとするときは印刷物発行許可願（第12号様式）を提出し、校長の許可を得なければならない。

また、印刷物を配布しようとするときは、校舎等の管理に関する規程第13条の規定による許可を得るものとする。

第14条 学生が、学内において掲示物を掲示しようとするときは、校舎等の管理に関する規程第13条の規定による許可を得るものとする。

なお、許可を得ようとする掲示物には、責任者名、掲示期間を明記するものとし、掲示期間が終了したときは、速やかに撤去しなければならない。

2 前項の規定に従わない場合は、これを撤去する場合がある。

(校内の整理・清掃)

第15条 学生は、校内の整理・清掃に常に留意し、良い学習環境を保持するよう努めなければならない。

(健康診断及び健康管理)

第16条 学生は、定期及び臨時に行う健康診断を受けなければならない。

(服 装)

第17条 学生の服装は、学生の品位を保つにふさわしいものでなければならない。

(その他)

第18条 学生が学業に専念するため、次のことを行わないものとする。

- (1) 授業中の学生に電話を取り次ぐこと。
- (2) 寮生が授業時間帯に帰寮すること。
- (3) 寮生以外の学生が寮に立ち入ること。(正式な手続きを経て寮生に面会する場合を除く。)

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。